

一般社団法人 横須賀三浦建設協会  
理事会親睦会慶弔給付金等給付規則

(総 則)

第1条 当協会理事及び監事（以下、役員という。）とその家族の慶弔給付金等の支給については、この規則の定めるところによる。

(種 類)

第2条 給付金等は、次のとおりとする。

- (1) 香典、入院見舞い金及び役員退任祝い金とする。
- (2) その他、会長が特に必要と認めるもの。

(給付対象及び給付額)

第3条 給付対象は、役員であつて、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 香典は、現役員及び現役員の一親等（配偶者・父母・子・同居の義父母）までの親族
- (2) 入院見舞い金は役員。ただし、入院5日以上とし1疾病(けがを含む)1回限り
- (3) 役員退任祝い金は、選任後2期4年以上務めた者。ただし、死亡退任の場合は除く

2 給付額は、次に掲げる額とする。

- (1) 香典 20,000 円
- (2) 入院見舞い金 20,000 円
- (3) 役員退任祝い金 10,000 円

(附 則) この規則は、平成28年5月25日から適用する。

(附 則) この規則は、令和2年5月1日から適用する。